

### ケース① 年金特別徴収

(70代夫婦の世帯（所得税が4,800円、所得割が13,000円）の場合)

#### 所得税

定額減税可能額（3万円×（本人+扶養親族数））－令和6年分推計所得税額=① 所得税分の控除不足額

定額減税可能額（3万円×2人（本人+扶養親族数））=60,000円

令和6年分推計所得税額  
(4,800円)

① 所得税分の控除不足額（55,200円）

所得減税可能額：3万円×2人=60,000円

60,000円-4,800円= 55,200円（① 所得税分の控除不足額）

#### 住民税所得割

定額減税可能額（1万円×（本人+扶養親族数））－令和6年度住民税所得割額=② 住民税所得割分の控除不足額

定額減税可能額（1万円×2人（本人+扶養親族数））=20,000円

令和6年分住民税所得割額（13,000円）

② 住民税所得割分の控除不足額  
(7,000円)

住民税所得割分減税可能額：1万円×2人=20,000円

20,000円-13,000円= 7,000円（② 住民税所得割分の控除不足額）

#### 調整給付金の算出方法

① 所得税分の  
控除不足額

+

② 住民税所得割分の  
控除不足額

=

①+②  
調整給付額

①55,200円 + ②7,000円 = 62,200円

切り上げた70,000円が調整給付として給付されます。

## ケース② 普通徴収

(30代夫婦と子ども3人の世帯) (所得税額49,500円、所得割が55,000円)の場合

### 所得税

定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数)) - 令和6年分推計所得税額=① 所得税分の控除不足額

定額減税可能額 (3万円×5人(本人+扶養親族数)) = 150,000円

令和6年分推計所得税額  
(49,500円) ① 所得税分の控除不足額 (100,500円)

所得減税可能額: 3万円×5人 = 150,000円

150,000円 - 49,500円 = 100,500円 (① 所得税分の控除不足額)

### 住民税所得割

定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数)) - 令和6年度住民税所得割額=② 住民税所得割分の控除不足額

定額減税可能額 (1万円×5人(本人+扶養親族数)) = 50,000円

令和6年分住民税所得割額 (55,000円) ② -5,000円 (0円)

住民税所得割分減税可能額: 1万円×5人 = 50,000円

50,000円 - 55,000円 = -5,000円 (0円) (②)

### 調整給付金の算出方法

① 所得税分の  
控除不足額

+

② 住民税所得割分の  
控除不足額

=

①+②  
調整給付額

① 100,500円 + ② 0円 = 100,500円

切り上げた110,000円が調整給付として給付されます。

### ケース③ 給与からの特別徴収

(20代夫婦と子ども1人の世帯) (所得税額が99,000円、所得割が183,500円)の場合

#### 所得税

定額減税可能額 ( $3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$ ) - 令和6年分推計所得税額 = ① 所得税分の控除不足額

定額減税可能額 ( $3\text{万円} \times 3\text{人}$ ) = 90,000円	
令和6年分推計所得税額 (99,000円)	① -9,000円 (0円)

所得減税可能額:  $3\text{万円} \times 3\text{人} = 90,000\text{円}$

$$90,000\text{円} - 99,000\text{円} = -9,000\text{円} (0\text{円}) \quad (①)$$

#### 住民税所得割

定額減税可能額 ( $1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$ ) - 令和6年度住民税所得割額 = ② 住民税所得割分の控除不足額

定額減税可能額 ( $1\text{万円} \times 3\text{人}$ ) = 30,000円	
令和6年分住民税所得割額 (183,500円)	② -153,500円 (0円)

住民税所得割分減税可能額:  $1\text{万円} \times 3\text{人} = 30,000\text{円}$

$$30,000\text{円} - 183,500\text{円} = -153,500\text{円} (0\text{円}) \quad (②)$$

#### 調整給付金の算出方法

$$\boxed{\textcircled{1} \text{ 所得税分の控除不足額}} + \boxed{\textcircled{2} \text{ 住民税所得割分の控除不足額}} = \boxed{\textcircled{1+2} \text{ 調整給付額}}$$

$$\textcircled{1} 0\text{円} + \textcircled{2} 0\text{円} = 0\text{円} \text{ (給付なし)}$$

減税可能な額を全額減税できるため、調整給付は給付されません。

## 調整給付対象となる方・ならない方

住民税課税の状況	所得税課税の状況	住民税		所得税	
		定額減税	調整給付	定額減税	調整給付
均等割非課税 又は均等割のみ課税	非課税	×	×	×	×
	課税	×	○	○	○ ※
均等割 及び所得割が課税	非課税	○	○ ※	×	○
	課税	○	○ ※	○	○ ※

※ 減税しきれない額が発生する場合は対象